

地震に安心なお住まいですか？

まずは住宅の耐震診断を受けてみましょう！

平成30年4月に「島根県西部地震」が発生し、市内でも被害が出ました。いつ大地震が発生してもおかしくない状況にあります。

昭和56年以前に建てられた建物は、大地震に対しての耐震性が不足している可能性があり、改修工事が必要な場合があります。

まずは、自分の住まいがどの程度の地震に耐えられるかを把握しましょう。

市では、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震診断」、「耐震補強計画」、「耐震改修」、「解体除却」に必要な費用の一部について助成しています。

対象

市内にある木造住宅で以下に該当するもの(耐震診断にあっては①～③に該当するもの。その他にあっては全てに該当するもの)

- ①自己所有であるもの
- ②一戸建ての住宅または併用住宅(延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)で階数が2以下のもの
- ③昭和56年5月31日以前に着工されたもの(ただし、昭和56年6月1日以降に増築されたものは、増築部分の延べ床面積が、昭和56年5月31日以前に工事着手された部分の延べ床面積の2分の1以内のもので、平成12年5月31日以前に工事着手されたものに限る)
- ④耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された住宅
- ⑤地震に対して安全な構造とする旨の勧告等を受けた住宅

補助金額

- ・耐震診断／耐震診断費の3分の2以内で、6万円が上限
- ・耐震補強計画／補強設計費の3分の2以内で、40万円が上限
- ・耐震改修／耐震改修工事費の100分の23以内で、80万円が上限
- ・解体除却／解体除却工事費の100分の23以内で、40万円が上限



ブロック塀等の除却等の費用を助成します。

地震時にブロック塀等が倒壊し、周囲の人に危害を及ぼしたり、道路を塞ぎ、避難や消防活動を妨げたりすることがないように避難路等に面する危険なブロック塀等の撤去または建替えのための費用の一部を助成します。

対象

以下のすべてに該当する塀が対象となります。

- ①塀の構造がコンクリートブロック造、組積造(レンガ積・石積等)であるもの
- ②次に掲げるいずれかの避難路等に面しているもの
 - ア 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画に定める緊急輸送道路等
 - イ 小学校または中学校の通学路
 - ウ 出雲市地域防災計画に定める避難路
- ③ブロック塀等の高さが0.8mを超えるもの
- ④建築士またはブロック塀診断士の診断により危険と判定されたもの

補助対象となる費用

- ・ブロック塀等を除却する費用(除却費)
- ・ブロック塀等を除却し、新たな塀(ブロック塀を除く。)を新設する費用(建替え費)

補助金額

除却費または建替え費の3分の2以内で、26万4千円が上限



申込み・おたずね／建築住宅課 ☎21-6720

緑の募金 にご協力をお願いします

緑の募金とは

森林は、きれいな空気、おいしい水、心身の癒し、地球温暖化の防止など、わたしたちの生活を支え、多くの恵みを与えてくれますが、手入れ不足等により本来の働きを十分に発揮できていないという現状があります。「緑の募金」は森林整備や緑を増やすことを専門家等に任せただけでなく、国民一人ひとりが森林や緑を自分たちの共通財産と考え、それぞれの立場で、可能な方法で、森

づくりへ参加することが必要だという考え方から始まった誰もが参加できる森林ボランティア活動です。

市では、毎年春に町内会を通じて広く市民の皆さまにご協力をお願いしています。令和元年度は、出雲市で約650万円、県全体では約3,260万円の募金をいただきました。これらの浄財は、さまざまな「森づくり・人づくり」活動に活かされています。より多くの皆さまに緑の募金運動に参加していただき、国民全体で森林を守り育てる運動として発展できるようご理解、ご協力をお願いします。

出雲市の「緑の募金」の活用事例



皆さまにご協力いただいた緑の募金は、出雲市でも森林保全や緑化推進活動などに活かされています。

◆「緑の募金公募事業」の実施

令和元年度は、学校や地域団体など8団体が緑の募金を活用し、森林への植栽や森林環境学習などの取組が行われました。

◆「緑の少年団」活動

市内では、14校の小中学校が緑の少年団として活動し、森林内の野外活動、環境美化活動など、さまざまな取組が行われています。



出雲市内の山林での植樹活動

おたずね／森林政策課 ☎21-6996

道路に関する情報をお寄せください

道路を安全で快適に利用できるよう、市では道路パトロールを行い、維持管理に努めています。

「道路が陥没している」「水路が破損している」「街路灯が消えている」などの異状を発見された場合は、情報提供をお願いします。

落石・がけ崩れ・道路上への土砂の散乱などを発見した場合も下記の問い合わせ先にご連絡ください。

道路河川維持課 ☎21-6564 または 21-6098
平田分室 ☎63-5537
佐田分室 ☎84-0116
斐川分室 ☎73-9130

